

戸田市新曽南多世代交流館指定管理者募集要項の内容等に関する質問及び回答一覧

No	受付日	受付種別	項目	質問内容	回答
1	7月18日	質問書 (メール)	募集要項P10 ⑥指定期間5年間の計画	「ii 利用人員予測」「iii 収支計画」の様式は任意書式でよろしいでしょうか。	任意書式でお願いいたします。 「別添資料〇のとおり～」など、別紙で記載いただいてもかまいません。
2	7月18日	質問書 (メール)	別紙様式2	「文字のフォントはMS明朝、サイズは12ポイントとしてください」とありますが、表や図表など、本文以外について、フォントや文字の大きさに制限はありますか。	表や図表などにつきましては、特に制限はございません。
3	7月18日	質問書 (メール)	仕様書P1 2管理運営に関する基本的な考え方 (1)地域交流及び市民活動の機会となる場の提供と支援	自主事業の実施に当たり、施設の使用料の取扱いについてご教示いただけますでしょうか。(減免/指定管理者負担など)	原則、使用料については、「戸田市新曽南多世代交流館条例」に規定されているとおりとなりますが、指定管理者の自主事業の内容や目的が、条例で定められている施設の設置目的に沿っている場合などは、減免の取り扱いとなり得ます。
4	7月18日	質問書 (メール)	仕様書P1 3施設の概要 (3)建物概要	施設内容について、警備室が含まれておりますが、警備室の配置職員は指定管理者で配置となりますでしょうか。	指定管理者で配置いただきます。 ※指定管理者が行う業務では、仕様書P.4 において、「5指定管理者が行う業務(2) 交流館の維持管理に関すること」のうち、「エ交流館警備業務」が定められております。
5	7月18日	質問書 (メール)	仕様書P6 (1)交流館職員の雇用等に関すること	現在配置人員について、職種毎の人数をご教示いただけますでしょうか。	施設長………1名 正規職員………2名 会計年度任用職員(パートタイマー)………5名
6	7月18日	質問書 (メール)	仕様書P6 (1)交流館職員の雇用等に関すること	現在の1日のシフト例をご教示いただけますでしょうか。	○施設長・正規職員 8:30～17:15(早番)、10:45～19:30(遅番)の2体制 ※シフトにより、8:30～19:30の場合もございます ○会計年度任用職員(パートタイマー) 8:30～15:00(早番)、13:00～19:30(遅番)の2体制
7	7月18日	質問書 (メール)	仕様書P6 (2)イ専門業者への委託	現在の委託業務について、実施項目と各仕様(回数等)についてご教示いただけますでしょうか。	別紙1及び別表をご参照ください。
8	7月18日	質問書 (メール)	仕様書P9 9 備品の取扱い	現在の備品一覧資料を開示いただけますでしょうか。	別紙2をご参照ください。

9	7月18日	質問書 (メール)	資料8 施設の管理運営に係る 収支状況	駄菓子屋の扱いは、指定管理者の自主事業となりますでしょうか。その場合、行政財産使用許可に関する使用料等あればご教示いただけますでしょうか。	令和7年度より自主事業となります。 令和6年度における行政財産使用料は以下の通りです。 ・月額使用料単価(新曾南多世代交流館)・・・1,952円/1㎡ ※なお、行政財産使用料単価については、前年度の秋ごろに、資産マネジメント推進室から各課へ通知されます。
10	7月18日	質問書 (メール)	資料8 施設の管理運営に係る 収支状況	食糧費、負担金の内容についてご教示いただけますでしょうか。	○食糧費・・・自主事業のお弁当代や飲料代等 ○負担金・・・新曾南庁舎施設維持管理に要する負担金等 ※水安全部から請求。
11	7月18日	質問書 (メール)	資料8 施設の管理運営に係る 収支状況	光熱水費は指定管理者の負担でしょうか。 指定管理者負担の場合過去3年実績情報を開示いただけますでしょうか。	指定管理者の負担となります。 新曾南庁舎については、水安全部(4階)、地域包括支援センター(4階)、デジタル戦略室(3階)、新曾南多世代交流館(1, 2階)が使用しておりますが、庁舎の総合管理費及び光熱水費等の諸雑費については、新曾南庁舎を管理している水安全部が全額負担を行い、年度末に係関係各所の負担分について算定を行い、それぞれに請求しております。光熱水費についても、新曾南多世代交流館分については年度末に負担割合分を水安全部から請求される形となります。過去3年実績情報については募集要項資料8 施設管理運営に係る収支状況 光熱水費の項目をご覧ください。
12	7月18日	質問書 (メール)	資料8 施設の管理運営に係る 収支状況	使用料及び賃借料の項目毎の内訳情報を開示いただけますでしょうか。	金額につきましては、企業努力の部分のため開示できませんが、主な使用料及び賃借料の項目は別紙3のとおりとなります。
13	7月18日	質問書 (メール)	資料8 施設の管理運営に係る 収支状況	賃貸借物品について、現在のものを継続するものがある場合は、対象と金額をご教示いただけますでしょうか。	なお、賃貸借期間については、指定管理期間内となり、継続するものがございますが、サービス維持・向上に努めていただきますようお願いいたします。
14	7月18日	質問書 (メール)	資料8 施設の管理運営に係る 収支状況	法人会計への繰入金の詳細(考え方)をご教示いただけますでしょうか。	指定管理業務を実施する上で必要となる法人の本部等からの支援に係る間接的な経費(本社経理事務費、福利厚生費分担金等)は、本社経費として計上することができます。
15	7月18日	質問書 (メール)	その他 自動販売機の設置について	指定管理者で自動販売機の設置することは可能でしょうか。 可能な場合、行政財産使用許可の料金についてご教示いただけますでしょうか。	設置は可能です。 設置した場合の行政財産使用料の金額については、質問No.9のとおりとなります。

16	7月18日	質問書 (メール)	仕様書P6 6 管理運営 のための体制の整備に ついて (2) 有資格者の配置等 に関する事 ア 業務の実施に必要な 資格 (ア) 消防設備士又は消防 設備点検資格者 (イ) 防火管理者 イ 専門業者への委託	本件は新曽南庁舎全体を管理するものではないため、「消 防設備士又は消防設備点検資格者」及び「防火管理者」の 配置又は選任については不要と考えてよろしいでしょうか。	御見込みの通りでございます。 「消防設備士又は消防設備点検資格者」及び「防火管理者」につい ては、新曽南庁舎全体の管理者である水安全部から、配置・選任を行っ ております。そのため、新曽南多世代交流館の指定管理者から個別に配 置又は選任する必要はございません。
----	-------	--------------	--	---	---